

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金補助システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に使用する。	
記 録 項 目	1 統一コード、2 カナ氏名、3 氏名、4 生年月日、5 性別コード、6 行政区コード、7 世帯番号、8 続柄区分、9 現住所、10 郵便番号、11 住民でなくなった日、12 住民となった年月日、13 住民税の均等割額、14 生活保護受給世帯及び児童手当受給世帯に係る口座情報、15 給付対象区分、16 申請書情報、17 申請書出力情報、18 申請書受入情報、19 申請書不達情報、20 書類不備情報、21 申請受付情報、22 支給不支給決定情報、23 更新日時	
記 録 範 囲	基準日（令和3年12月10時点及び令和4年6月1日時点）に尼崎市に住民登録している者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項及び尼崎市個人情報保護条例第8条第2項第2号に基づきデータを収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	価格高騰緊急支援給付金給付システムファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局企画管理課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務に使用する。	
記 録 項 目	1 統一コード、2 カナ氏名、3 氏名、4 生年月日、5 性別コード、6 行政区コード、7 世帯番号、8 続柄区分、9 現住所、10 郵便番号、11 住民でなくなった日、12 住民となった年月日、13 住民税の均等割額、14 生活保護受給世帯に係る口座情報、15 臨時特別給付金受給世帯に係る口座情報、16 給付対象区分、17 申請書情報、18 申請書出力情報、19 申請書受入情報、20 申請書不達情報、21 書類不備情報、22 申請受付情報、23 支給不支給決定情報、24 更新日時	
記 録 範 囲	基準日（令和4年9月30日時点）に尼崎市に住民登録している者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項及び尼崎市個人情報保護条例第8条第2項第2号に基づきデータを収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	統合宛名ファイル	
行政機関等の名称	統合宛名ファイル	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局行政マネジメント部情報システム担当	
個人情報ファイルの利用目的	情報提供ネットワークを介した情報提供・情報照会に際し、団体内で個人を同一人と判断するため、統合宛名番号と個人番号の紐付け管理等に利用する。	
記 録 項 目	1 個人番号、2 団体内統合宛名番号、3 個別業務宛名番号、4 住民状態、5 氏名、6 氏名カナ、7 通称、8 通称カナ、9 生年月日、10 性別、11 郵便番号、12 住所、13 住所カナ、14 方書、15 世帯番号、16 続柄、17 電話番号、18FAX 番号	
記 録 範 囲	・区域内の住民（住民基本台帳法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ・番号利用が認められた各業務システムで管理する住民基本台帳外の登録者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	個人番号利用事務のシステム等から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 （所在地）尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、窓口サービス推進担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするため。	
記 録 項 目	<共通項目>1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主の氏名、5 世帯主との続柄、6 住所、7 その住所を定めた年月日、8 届出年月日、9 前住所、10 転出先住所、11 住民票コード、12 個人番号、13 作成事由、14 除票事由 <日本人住民記載事項>15 住民となった年月日、16 本籍地、17 筆頭者、18 氏名の振り仮名 <外国人住民記載事項>19 外国人住民となった日、20 通称名、21 併記名、22 国籍・地域、23 第30条の45に規定する区分、24 在留資格、25 在留カード等の番号、26 在留期間等、27 在留期間等の満了の日	
記 録 範 囲	尼崎市に住民登録した者 除票に関しては死亡・転出等で除かれてから150年間	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	住民異動届、戸籍届出、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	兵庫県知事	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当	
	(所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、窓口サービス推進担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書の発行に利用する。	
記 録 項 目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 印鑑登録番号、5 登録年月日、6 除印年月日、7 印影、8 印鑑登録証再交付年月日、9 照会番号、10 申請日、11 回答期限日	
記 録 範 囲	印鑑登録者及び印鑑登録照会手続き中の者並びに印鑑登録を廃止した者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人から提出される印鑑登録申請書又は印鑑登録廃止申請書、住民基本台帳ファイルからの連携により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル
行政機関等の名称	尼崎市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、窓口サービス推進担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター
個人情報ファイルの利用目的	戸(除)籍の全部・個人・一部事項証明書及び受理証明書並びに火葬許可証の発行に利用する。
記 録 項 目	1 本籍、2 筆頭者氏名、3 氏の振り仮名、4 父母の氏名、5 父母との続柄、6 配偶者区分、7 名、8 出生年月日 <戸籍事項> 9 新戸籍の編製に関する事項、10 氏の変更に関する事項、11 転籍に関する事項、12 戸籍の全部の消除に関する事項、13 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、14 戸籍の再製又は改製に関する事項 <身分事項> 15 出生に関する事項(子)、16 認知に関する事項(父及び子)、17 養子縁組又はその離縁に関する事項(養親及び養子)、18 特別養子縁組又はその離縁に関する事項(養子及び養親)、19 婚姻又は離婚に関する事項(夫及び妻)、20 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項(その氏を称した者)、21 親権又は未成年者の後見に関する事項(未成年者)、22 死亡又は失踪に関する事項(死亡者又は失踪者)、23 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項(生存配偶者)、24 推定相続人の廃除に関する事項(廃除された者)、25 入籍に関する事項(入籍者)、26 分籍に関する事項(分籍者)、27 国籍の得喪に関する事項(国籍を取得し、又は喪失した者)、28 日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項、29 氏の変更(戸 107-2～107-4)に関する事項(氏を変更した者)、30 名の変更に関する事項(名又は名の振り仮名を変更した者)、31 就籍に関する事項(就籍者)、32 性別の取扱の変更に関する事項(変更の裁判を受けた者)、33 身分証明事務に関する事項
記 録 範 囲	本籍を有する者及び戸籍届出をした者
記 録 情 報 の 収 集 方 法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の 名 称 及 び 所 在 地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部市民課、窓口サービス推進担当、阪神尼崎サービスセンター担当、JR 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	附票登録事務及び戸籍附票の証明書の発行	
記 録 項 目	1 本籍地、2 筆頭者氏名、3 筆頭者住所(履歴含む)、4 構成員氏名、5 構成員住所(履歴含む)、6 異動事由、7 住定日(履歴含む)、8 記載事由、9 作成・改製年月日、10 届出年月日、11 在外選挙人名簿登録市町村名、12 在外選挙人名簿登録日、13 在外選挙人名簿抹消日、14 生年月日、15 性別、16 住民票コード、17 氏名の振り仮名	
記 録 範 囲	尼崎市に本籍を置く者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	尼崎市が本籍地の市民から提出される住民異動届及び戸籍届出、職権(住居表示、実態調査等)、他自治体からの通知(附票記載事項通知、住民票記載事項通知)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード関係管理簿	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局 市民サービス部 マイナンバーカード普及担当	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付の管理事務のため	
記 録 項 目	1 管理番号、2 氏名、3 生年月日、4 交付日、5 その他備考	
記 録 範 囲	尼崎市に住民登録を有し、マイナンバーカードを交付する者 （マイナンバーカード交付申請時に尼崎市に住民票を有し、現在は有しない者も含む）	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人からの申請及び地方公共団体情報システム機構から受領した個人番号カード交付通知書発行一覧データに職員が交付状況等を入力	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （手作業処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険業務の円滑な運営に資することを目的とし、介護保険料などの管理	
記 録 項 目	1 被保険者の氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 世帯構成員、6 被保険者番号、7 第1号被保険者、第2号被保険者の別、8 被保険者資格の取得・喪失日、9 理由、10 第2号被保険者については被保険者番号、11 保険者名称、12 被保険者記号番号、13 介護保険料の賦課状況、14 介護保険で必要な個人及び世帯の所得状況、15 年金からの保険料天引き（特別徴収）情報、16 個人で保険料を納める（普通徴収）情報、17 公示送達の有無、18 生活保護情報で市町村名、19 受給の開始・廃止日、20 老齢福祉年金受給状況、21 個人保険料の算式、22 保険料減免の事由及び減免額、23 介護保険に関する書類の送付先及び届出年月日・届出者氏名、24 転出先住所、25 被保険者証交付状況、26 要介護・支援区分、27 認定日、28 有効期間などの認定情報、29 訪問調査、主治医意見書の進捗状況、30 適用除外情報、31 旧措置者状況、32 保険料収納状況、33 保険料納付承継人情報、34 保険料滞納者情報	
記 録 範 囲	65歳以上の高齢者等	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	職権調査による市民課、市民税課などからの情報や本人から提出される介護保険認定申請書など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当受給資格の状況確認を行うために利用する。	
記録項目	1 住所（受給資格者、配偶者、児童）、2 氏名（受給資格者、配偶者、児童）、3 生年月日（受給資格者、配偶者、児童）、4 性別（受給資格者、配偶者、児童）、5 年金区分、6 配偶者の職業、7 現況情報（提出日、判定日）、8 振込み金融機関、9 連絡先、10 児童手当の種類（区分）、11 申請日、12 申請理由、13 認定日、14 消滅日、15 所得状況（受給資格者、配偶者）、16 支払状況、17 支払改定状況	
記録範囲	児童手当の申請等に係る関係書類を提出した者	
記録情報の収集方法	請求者（受給資格者）から提出される児童手当の申請等に係る関係書類により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市・県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の課税状況の確認に利用する。	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名異動情報、7 課税年度、8 通知書番号、9 納税告知年月日、10 税額、11 納期限、12 課税区分、13 調定異動区分、14 申告区分、15 扶養親族該当区分、16 本人該当区分、17 所得、18 控除、19 課税標準額、20 続柄区分、21 申告書発送区分、22 減免区分、23 就職年月日、24 退職年月日、25 配偶者の合計所得、26 個人番号、27 法人番号	
記 録 範 囲	市・県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告書、税務署からの確定申告書の写し、日本年金機構からの年金支給者リストにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（償却資産）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（償却資産）の課税状況の確認に利用する。	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 宛名異動情報、6 課税年度、7 通知書番号、8 照会番号、9 納税告知年月日、1 0 税額、1 1 納期限、1 2 調定異動区分、1 3 種類別取得価額及び合計、1 4 種類別評価額及び合計、1 5 種類別理論帳簿価額及び合計、1 6 種類別決定価格及び合計、1 7 種類別特例控除対象課税標準額及び合計、1 8 種類別控除後課税標準額及び合計、1 9 帳簿価額及び合計、2 0 種類別前年取得価額、2 1 種類別前年中減少取得価額、2 2 種類別前年中増加取得価額、2 3 種類別件数及び合計、2 4 資産の名称、2 5 資産の数量、2 6 資産の取得年月日、2 7 資産の取得価額、2 8 資産の耐用年数、2 9 評価額、3 0 理論帳簿価額、3 1 特例適用の有無、3 2 減免適用の有無、3 3 非課税資産の有無、3 4 課税標準額、3 5 個人番号、3 6 法人番号	
記 録 範 囲	償却資産の所有者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	納税義務者からの申告書、実地調査及び減免申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (手作業処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の課税状況の確認に利用する。	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 宛名異動情報、6 課税年度、7 通知書番号、8 照会番号、9 納税告知年月日、10 税額、11 納期限、12 課税区分、13 調定異動区分、14 所在地番、15 地目、16 地積、17 画地番号、18 比準単価、19 基準単価、20 間口の長さ、21 奥行の長さ、22 正面の路線番号、23 側方の路線番号、24 二方の路線番号、25 補正の有無、26 床面積、27 家屋番号、28 種類構造、29 階層、30 新築減額対象面積、31 特例対象面積、32 減免対象面積、33 再建築評点数、34 建築年、35 評価額、36 課税標準額、37 土地・家屋別の評価額、38 土地・家屋別の課税標準額、39 小規模の地積、40 大規模の地積、41 非住宅の地積、42 登記年月日、43 原因年月日、44 共有者の持分、45 個人番号、46 法人番号	
記 録 範 囲	土地、家屋の所有者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	法務局からの通知、実地調査、家屋名義変更及び減免申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税（種別割）の課税状況の確認に利用する。	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 宛名異動情報、5 電話番号、6 課税年度、7 通知書番号、8 納税告知年月日、9 税額、10 納期限、11 課税区分、12 調定異動区分、13 標識番号（登録番号）、14 取得年月日、15 廃車年月日、16 車名、17 車体番号（車台番号）、18 型式、19 総排気量又は定格出力、20 リース車両区分、21 主たる定置場、22 標識再発行理由区分、23 標識再発行年月日、24 標識返納区分、25 車両異動区分、26 車両異動年月日、27 減免申請年月日、28 個人番号、29 法人番号、30 初度検査年月、31 重課判定区分、32 軽課判定区分、33 減免開始理由コード	
記 録 範 囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、「軽自動車等」という。）の納税義務者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人から提出される軽自動車税申告書（新規、移転、抹消）、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税減免申請書または地方公共団体情報提供システム（J - L I S）から提供される情報により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税等滞納整理情報ファイル	
行政機関等の名称	尼崎市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務局市民サービス部阪神尼崎サービスセンター担当、J R 尼崎サービスセンター担当、阪急塚口サービスセンター	
個人情報ファイルの利用目的	市税等滞納状況の確認に利用する	
記 録 項 目	1 住所、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 宛名番号、7 税目、課税年度、通知書番号、8 課税状況、9 納税状況、10 折衝履歴、11 分割納付の内容、12 滞納税の内容、13 滞納処分の有無、14 差押（交付要求）の内容、15 収入方法、16 納付した金融機関、17 口座情報、18 過誤納内容、19 還付・充当	
記 録 範 囲	市税等滞納者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	納税義務者からの申告、財産調査等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務局行政マネジメント部公文書・債権管理担当 (所在地) 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (手作業処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		